

令和8年度東京都立目黒高等学校体育施設利用団体の募集について

1 開放日時

- ① 令和8年6月4日(木)から令和8年12月22日(火)までの間の毎週火曜日と木曜日とし、前期は6月から9月まで、後期は10月から12月までとする（※団体登録は年1回のみ）。ただし、祝日のほか、7月21日、7月23日、7月28日、7月30日、10月1日、12月は24日及び12月29日除く。また、節電対策のため8月は開放中止とし、延べ37日間開放（予定）する。
- ② 時間帯はいずれも19時から21時までの2時間とする。

2 開放施設

体育館

3 運動種目

- (1) バスケットボール
- (2) バトミントン
- (3) 剣道
- (4) タグラグビー

4 対象となる登録団体

対象となる登録団体は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成されたおおむね10名以上の団体
- (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア・スポーツ活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的にスポーツ活動を行っている団体

5 登録団体の申請

登録の申請をする場合は所定の様式により申請する。代表者は前記4-(1)を証明できるものを持参するとともに、必要に応じて団体の規約または会則などを提出するものとする。団体登録期間は令和9年3月31日まで有効とする。なお、開放日を登録団体で割り振る。

6 登録団体の募集期間及び申し込み方法

- ① 募集期間は以下のとおりとする。
令和8年4月17日（金） ※郵便の場合は消印有効
- ② 申込方法は次のいずれかのおりとする。
ア Logo フォームによる申し込み
イ 郵送による申し込み
なお、Logo フォームのリンク先及び郵送先については、「10申請及び問合せ先」参照のこと。

7 使用申込の手続き及び使用日の決定

使用申込期日等については、前期（6月～9月使用分）と後期（10月～12月使用分）毎に登録団体に別途通知する。

通知を受けてから、所定の様式により申し込むものとする。使用希望日が重複する場合は、抽選により使用日を決定する。

(次頁に続く)

8 施設の利用に伴う経費の負担

施設の利用に際しては、施設の使用にかかる光熱水費相当額（以下、光熱水費負担金）を徴する（参考：令和7年度1，600円／回）。

支払方法については、施設利用の事前に配布される納入通知書により、使用団体が施設の使用前に金融機関より納付する。また、一度納付された光熱水費負担金については、原則として返還しない。

9 その他

本案内に記載のない事項については、本校の指示に従うこと。

10 申請及び問合せ先

< 郵送先 > 〒153-0052 東京都目黒区祐天寺2-7-15

東京都立目黒高等学校 経営企画室

< 電話 > 03-3792-5541

※月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の8時半から17時まで

< LogoフォームURL > <https://logoform.jp/f/urpXK>

< LogoフォームQRコード >

